

## 尾道市建設工事等前金払実施要領

昭和49年1月1日制 定  
昭和53年6月1日一部改正  
昭和53年8月1日一部改正  
昭和55年6月1日一部改正  
昭和55年12月1日一部改正  
昭和58年9月12日一部改正  
平成6年4月1日一部改正  
平成8年4月1日一部改正  
平成9年4月1日一部改正  
平成10年4月1日一部改正  
平成15年4月1日一部改正  
平成21年4月1日一部改正  
平成30年3月5日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和7年4月1日一部改正

### (通 則)

第1条 建設工事等の前金払の実施については、尾道市建設工事執行規則（昭和39年規則第29号。以下「規則」という。）第45条から第47条までの規定によるほか、この要領による。

### (実施範囲)

第2条 工事請負代金の前金払の実施範囲は、1件の予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）が300万円以上とする。

2 業務委託（工事の設計及び調査並びに測量等の業務を委託することをいう。以下同じ。）の委託料の前金払の実施範囲は、1件の設計金額が300万円以上とする。

### (前払金の額)

第3条 前払金の額は、工事については請負代金額の10分の4以内とし、業務委託については委託料の10分の3以内とする。

2 前項の場合において、算定して得た額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てることができる。

### (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第4条 債務負担行為に係る契約の前金払については、規則第45条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第46条中「請負代金額」とあるのは

「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第48条第1項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、その旨を設計図書に定めて、契約会計年度について前払金の支払を行わないことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、その旨を設計図書に定めて、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金を支払うことができる。
- 4 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行わないものとする。
- 5 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長させるものとする。この場合においては、規則第46条第4項の規定を準用する。

(業務委託の特例)

第5条 業務委託契約の前金払については、規則第45条中「10分の4」とあるのは「10分の3」と、「10分の5」とあるのは「10分の4」と読み替えて、これらの規定を準用する。